

平成18年4月
警察庁生活安全局

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令改正試案」等に対する意見の募集結果について

警察庁は、平成18年3月3日（金）から4月1日（土）までの間、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令改正試案」及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則改正試案」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について）のとおりです。

御協力ありがとうございました。

（参考）

寄せられた御意見の総数 35件

（内訳）

電子メール 28件

FAX 3件

郵送 4件

※このほか、いわゆる迷惑メール 45件

誤送信メール 1件 が寄せられました。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 総論

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令改正試案」（以下「府令試案」といいます。）及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則改正試案」（以下「規則試案」といいます。）に対し、皆様から電子メールや郵送によって35通の御意見を頂きました。府令試案又は規則試案に対する御意見のほかに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号。以下「改正法」といいます。）に対する御意見も多く寄せられましたが、いずれの御意見も改正試案の内容に影響を与えるものではありませんでしたので、府令試案及び規則試案に沿って、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」といいます。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」といいます。）を改正し、5月1日から施行することとします。

ただし、府令試案中3(2)エ②で、接客従業者の生年月日、国籍等の確認に用いる書類として挙げていた特別永住許可書については、切替交付や返納の手続がないために、特別永住者としての地位を失った者が所持している可能性がある等の理由から削除することとしました。

なお、文中「風営法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）をいいます。

2 府令試案への御意見とそれに対する警察庁の考え方

- (1) 性風俗関連特殊営業を営もうとする場合の届出書（以下「開始届出書」といいます。）に添付しなければならない書類に関する規定の整備（府令試案1(2)ア）について

ア 営業所、事務所、受付所及び待機所の使用について権原を有することを疎明する書類（以下「権原書類」といいます。）について

＜頂いた御意見＞

- ① 営業所及び受付所については、客が出入りするものなので賃貸契約書や所有者の使用承諾書等を提出させることに賛成だが、事務所及び待機所に関しては、権原書類の提出は必要ないのではないか。
- ② 賃貸契約書を提出することは必要であるが、家主の承諾書等までは提出する必要はないのではないか。

＜警察庁の考え方＞

今回の改正において、開始届出書に権原書類を添付して提出しなければならないこととしたのは、届出書の記載事項の真正性を確保することにより、虚偽の届出を防止し、性風俗関連特殊営業の営業の実態を把握することによって、違法な営業を排除するためです。したがって、客の出入りの有無にかかわらず、例えば架空の事務所を届け出るようなことを防止する必要があると考えています。

また、現行の府令第1条第2号は、風俗営業の許可申請書に添付しなければならない書類として権原書類を規定していますが、具体的には、賃貸借契約書の写しや賃貸人の使用承諾書を提出させている都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）が多いようです。性風俗関連特殊営業の開始届出書についても、最終的には各公安委員会の判断によりますが、風俗営業の許可申請書を提出する場合と同様の書類を権原書類として提出することになると考えています。

イ 事務所、受付所及び待機所の平面図並びに受付所の周囲の略図について
＜頂いた御意見＞

客が出入りする施設である受付所は提出が必要だが、客の出入りしない事務所、待機所については必要性がないのではないか。

＜警察庁の考え方＞

府令試案では、無店舗型性風俗特殊営業のうちいわゆるデリバリーヘルス営業を営もうとする場合の届出書の添付書類として、事務所、受付所及び待機所の平面図を提出することとしています。御意見のとおり、事務所及び待機所については、客の出入りはありませんが、今回の法改正で、これらの場所が警察職員の立入り対象となったことに伴い、これらの間取りなどを知り、立入りの対象となる範囲を明確にする必要があることから、平面図の提出を求めることとしました。立入りの対象範囲を明確にすることは、営業者の権利保護に資すると考えています。

ウ その他の御意見

＜頂いた御意見及び御質問＞

無店舗型性風俗特殊営業の届出者より誓約書をとるべきではないか。

＜警察庁の考え方＞

御意見では「誓約書」の意味が明らかではありませんが、違法な行為を行わないことに対する誓約書であれば、法を遵守することは当然のことですので、特に必要はないと考えています。

(2) 接客従業者の生年月日、国籍等の確認に用いる書類（府令試案3(2)）について

＜頂いた御意見＞

- ① 本籍が記載されている書類を確認に用いる場合には、就職差別との関連で問題があるのではないか。本籍を求職者が削除等できるようにするべきではないか。

② 本人確認のため、確認書類は顔写真付きのものに限るべきではないか。
＜警察庁の考え方＞

①の御意見について

今回の法改正では、人身取引防止の観点から外国人の不法就労を防止するため、風俗営業や性風俗関連特殊営業を営む者に対し、当該営業に関して客に接する業務に従事させようとする者について、国籍や在留資格等の確認を義務付けることとしています。日本人については、日本国籍を有することの確認が必要ですので、府令試案3(2)アには、日本人にしか交付されない住民票の写しや戸籍の謄本等を挙げたほか、本籍の記載のある書類を挙げているものです。

②の御意見について

外国人については、外国人登録証又は旅券の携帯が義務付けられており、すべての人に顔写真付きの身分証明書の提示を求めることが可能ですが、日本人については、法令上、すべての人が運転免許証等の顔写真付きの身分証明書を所持しているわけではありません。

このような状況を踏まえ、日本人については、顔写真付きの身分証明書に限らないこととしたものです。

3 規則試案への御意見に対する警察庁の考え方について

(1) 風俗営業の管理者講習に関する手続の見直し（規則試案2(2)）について

＜頂いた御意見＞

① 管理者講習について、営業者の負担軽減の観点から、営業所の管理者が人事異動により他店の管理者となった場合には、新たに管理者講習を受講する必要がないよう措置してはどうか。

② 受講申請書の提出は不要とのことであるが、受入側として受講者の把握はできるのか。

③ 立入検査の際、管理者講習を受けているかどうかをどのようにして確認するのか。

＜警察庁の考え方＞

営業所の管理者には、風俗営業者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、法令を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行う義務が課されていることを踏まえ、管理者講習は、これらの業務を適正に実施させることを目的として公安委員会が実施するものです。

管理する営業所が変わることにより、管理者の業務も変化することから、その都度管理者講習を実施することにも一定の合理性があると考えています。

また、受講申込書の提出がなくても、管理者講習の開催当日に写真付きの風俗営業管理者証などにより、受講者の本人確認を行って確実に把握することとしており、立入りに際しても、あらかじめ受講の有無を確認できる仕組みとなっています。

- (2) 接客従業者の生年月日、国籍等の確認記録の作成及び保存に関する規定の整備（規則試案4(2)ア）について

＜頂いた御意見＞

確認に用いた書類の写しを保管するときは、当該従業者から「従業員名簿並びにこの確認書の写が作成されるにあたり、わたしの個人情報について、この申請に関するものに使用することに同意します。」との文言が記載され、年月日、氏名等を記入させるような同意書を徴求すべきである。また、同意書の余白には、「あなたの個人情報は、この申請書に関するもの以外には使用いたしません。」の文言を入れて、上記署名者に安心感を持たせるべきである。

＜警察庁の考え方＞

改正後の風営法は、風俗営業者等に、接客業務に従事させようとする者の同意の有無にかかわらず生年月日、国籍等を確認し、その記録を作成・保管する義務を課したものであり、このような同意書の徴求を要件とする必要はないと考えています。

なお、個人情報の保護については、他の法律で規定されており、施行規則で重ねて規定する必要はないと考えています。

4 改正法の内容に関する御質問、御意見

以下は、改正法に対する御質問、御意見であり、府令試案及び規則試案には直接の関係のない内容ですが、警察庁の考え方をお示しします。

- (1) 性風俗関連特殊営業の広告宣伝規制について

＜頂いた御意見の内容＞

風俗専門誌よりもスポーツ新聞の方が違法風俗店の広告が掲載されていると思う。違法風俗店を根絶するためには、広告代理店を楯に責任を免れている発行元も規制の対象とすべきである。

＜警察庁の考え方＞

御意見のとおり、一部の雑誌や新聞に無届の違法な性風俗関連特殊営業の広告が多数掲載されている実態が見られます。その背景には、新聞・雑誌の発行元や広告代理店に、届出済み業者か無届業者かを外形的に判別する手段がなかったことがあると考え、今回の改正では、性風俗関連特殊営業の届出書を提出した者に公安委員会が届出確認書を交付することとしました（風営法第27条第4項、第31条の2第4項等）。

さらに、性風俗関連特殊営業を営む者は、関係者（発行元や広告代理店が含まれます。）から請求があったときは、届出確認書を提示しなければならないこととしています（風営法第27条第5項、第31条の2第5項等）。このように、広告関係事業者に対する直接の規制はありませんが、警察としては、届出確認書の提示を求めることにより、違法な広告を排除するよう関係事業者に対して要請していきます。

なお、店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業については、無届

業者が広告又は宣伝をすることが禁止されており（風営法第27条の2、第31条の2の2）、無届業者の広告であることを知りながらこれを掲載した発行元や広告代理店も共犯として処罰されます。

<頂いた御質問の内容>

風俗営業の求人広告については、どのように規制されるのか。

<回答>

御質問の「風俗営業」が、風営法第2条第1項の「風俗営業」であれば、「営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」（風営法第16条）でない限り、広告・宣伝の制限はありません。

しかしながら、性風俗関連特殊営業については、求人広告も「広告又は宣伝」に当たることから、様々な規制を受けます。例えば、無届でファッションヘルスやデリバリーヘルスを営む者が求人広告を行うことは、風営法第27条の2又は第31条の2の2の規定に違反し、処罰の対象となります。また、性風俗関連特殊営業の求人広告としてビラ、パンフレット、フリーペーパー等を配布することには、第28条第5項の制限があり、これに違反すると処罰の対象となります。

<頂いた御質問の内容>

営業禁止区域内で営業するインターネット喫茶、キャバクラ無料案内所等に設置してあるパソコンから性風俗（届出業者）のサイトへアクセスした場合は、広告宣伝規制の対象となるのか。

また、パソコンの設置店が規制対象となるのか。サイト運営者も共犯となるのか。

<回答>

御質問のように、届出をして（適法に）営んでいる性風俗関連特殊営業であれば、広告用のサイトを開設することは、問題ありません。また、営業禁止区域内にあるパソコンからこれにアクセスすることにも制限はなく、このように適法なサイトの開設であれば、サイト運営者も責任は問われません。

なお、広告制限区域等にある無料案内所等の場所で、性風俗関連特殊営業の広告物（パネル、ポスター等）を表示したり、ビラ等を配布したりすることは禁止されています（風営法第28条第5項）。

<頂いた御質問の内容>

店の入口の看板に「ヘルス」、「ソープ」等の業種名を明示することも規制対象となると聞いたが、不法業者や悪質業者との区別がつかず、かえって利用者の不利益になるのではないか。

<回答>

店舗型性風俗特殊営業の広告制限区域等であっても、その地域が営業禁止区域・地域となる前から届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる場

合は、営業所の外周及び内部に広告物を表示することが認められています（風営法第28条第6項）。この点については、従来から変わっていません。

(2) 受付所営業、ファッションヘルスの規制について

<頂いた御意見の内容>

客が来る「受付所」と客からの依頼を電話で受ける「事務所」は区別すべきである。事務所については、場所の規制は必要ないと思う。

<警察庁の考え方>

風営法では、御指摘のとおり、「受付所」と「事務所」を区別しており、営業禁止区域や営業禁止地域の規制が適用されるのは、「受付所」のみです（風営法第31条の3第2項及び第28条）。事務所については、このような地域規制はありません。

<頂いた御意見の内容>

店舗型ファッションヘルスを営んでいる業者が、新たにデリバリーヘルスの届出をして、近隣のホテルに派遣する方式も見られる。これも厳重に規制すべきである。

<警察庁の考え方>

現在も、デリバリーヘルスを仮装して、実質的に店舗型ファッションヘルスを営んでいる者については、禁止区域等営業として、取り締まっているところです。今回の改正で、禁止区域等営業の罰則を強化したところであり（最高刑が懲役2年となった）、今後とも取締りを強化していきます。

<頂いた御意見の内容>

受付所営業の規制について、改正法の施行前に届出をすれば、営業禁止区域・地域でも営業を継続でき、これを店舗型ファッションヘルスと同列に扱うというのでは、矛盾を感じる。

<警察庁の考え方>

御指摘のように、改正法の施行前に届出書を提出して受付所営業を営んでいた者は、営業禁止区域等でも営業を継続できることとしています（改正法附則第5条）。これは、受付所営業は、改正法の施行前は禁止されていなかった形態であり、改正法の施行前から営んでいた者に対して廃業を強いるのは適当でないという考え方に基づくものです。

受付所営業が店舗型ファッションヘルスと同様に規制されるというのは、営業禁止区域、深夜営業の制限等の規制の対象となるという意味であり、店舗型ファッションヘルスのように内部に個室を設けることはできません（受付所の内部に個室を設ければ、店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等営業として処罰されます。）。また、改正法の施行前から広告制限区域等であった地域では、受付所の外周に看板等の広告物を表示することは認められません。

<頂いた御質問の内容>

長年、性風俗関連特殊営業の営業所を禁止区域内で営業している場合、罰則の対象となるのか。

<回答>

禁止区域・地域の規制が行われる以前から届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業や店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者については、禁止区域・地域の規制が適用されないこととされています（風営法第28条第3項等）。今回の改正においても、このような営業者が平成18年7月31日までの間に必要な書類を提出すれば、今後も同じ場所において営業を営むことが可能となり、禁止区域・地域営業による処罰の対象にはなりません。

一方、このような条件を満たさない者については、長年営業していても、禁止区域等営業として処罰の対象となります。

<頂いた御質問の内容>

現在、受付所営業が堂々と営まれているが、今後は、どうなるのか。

現在、禁止区域内で開設している受付所は、今後、一切認められないのか。

<回答>

現在、デリバリーヘルスの受付所を設けることについては、風営法で禁止されていません。

改正法の施行後は、受付所営業についても、店舗型ファッションヘルスと同様に規制され、学校等の周辺（風営法第28条第1項）や都道府県条例で定める営業禁止地域（風営法第28条第2項）での営業が禁止されます。ただし、改正法の施行前から営んでいる場合は、一定の条件の下で引き続き営むことができます。

<頂いた御質問の内容>

受付所営業について、どこの場所ならよいのか教えてほしい。また、ファッションヘルスについても、どこの場所ならよいのか教えてほしい。

<回答>

店舗型性風俗特殊営業については、学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200メートルの区域内で営むことが禁止されています（風営法第28条第1項）。このほか、都道府県条例により営業禁止地域を定めることができ（風営法第28条第2項）、ファッションヘルスについては、県内全域を禁止地域と定めている県が多いです。詳しくは、各都道府県の条例を確認してください。

改正法の施行後は、受付所営業についても、店舗型ファッションヘルスと同様に規制されます。

<頂いた御質問の内容>

受付所営業のプレイルームについて、良いのか悪いのか教えてほしい。

<回答>

仮に、受付所の内部にプレイルームとしての個室を設けるのであれば、それは、店舗型ファッションヘルスに該当し、店舗型性風俗特殊営業としての規制を受けます。

実態としては、受付所と別に設けられたいわゆるレンタルルームやラブホテルをプレイルームとして利用することが多いようですが、レンタルルームやラブホテルについては、店舗型性風俗特殊営業（風営法第2条第6項第4号）としての規制を受けます。

<頂いた御質問の内容>

なぜ、公安委員会が受付所営業の停止を命じるのかがわからない。

<回答>

風営法では、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業等の営業について、一定の法令違反があった場合、公安委員会が営業停止を命ずることができることとしています（第26条、第30条、第31条の5等）。今回、新たに受付所営業の規制が設けられたことから、無店舗型性風俗特殊営業の営業停止命令の一環として、その一部である受付所営業の停止を命ずる場合を規定しました。

(3) 待機所について

<頂いた御質問の内容>

従業員が待機所ではなく、「自宅待機」するケースは認められるのか。

<回答>

いわゆるデリバリーヘルスにおいて接客従業者が待機所ではなく自宅から直接派遣される営業の形態は、無店舗型性風俗特殊営業として、これまでと同様の規制を受けます。

<頂いた御質問の内容>

接客従業者が車で待機する場合は、待機所として届け出なければならないのか。

<回答>

自動車は「施設」に当たらないと解され、接客従業者が待機する場所として利用されていても待機所とは認められませんので、待機所として届出をする必要はありません。

(4) 経過措置について

<頂いた御質問の内容>

- ① 既に届出をして営業をしている店舗型性風俗特殊営業、デリバリーヘルスに関しては、添付書類の再提出が求められるのか。
- ② 添付書類を再提出する場合、どのくらいの（猶予）期間が設けられるのか。
- ③ 届出の効力が取り消されるケースはあるのか。

<回答>

①については、既に届出書を提出して営業を営んでいる者についても、必要な書類を提出する必要があります（改正法附則第3条）。

②については、改正法の施行の日から3か月を経過する日までの間（平成18年7月31日まで）に、必要な添付書類を提出する必要があります。

③については、現に届出書を提出して性風俗関連特殊営業を営んでいる者であっても、②の期間内に必要な添付書類を提出しなかった場合には、届出の効力を失い、適法に営業をすることができなくなります。

5 その他の一般的な御意見

このほか、性風俗関連特殊営業の規制、取締りについて、

- 客引きの取締りを強化してほしい。
- エステ、ヘルスの取締りを強化してほしい。
- デリバリーヘルスの悪質な広告（ビラの投函、電信柱の看板）を取り締まってほしい。
- 飲食店の営業許可を取って、実態は性風俗店を営んでいる店があるので、取締りを強化してほしい。
- ラブホテルと同様の営業を行っているビジネスホテルを取り締まってほしい。
- 売春の取締りを強化すべきである。
- 取締りの厳しさに地域差があるのではないか。
- 風俗店のスカウト行為について、人身売買や風営法違反、職業安定法違反にならないのか。
- 18歳未満の少女や不法滞在者を使用している風俗店、禁止区域等営業を取り締まるのは賛成だが、風俗店が減ると、性犯罪が増えるのではないか心配である。
- 性風俗店は、性犯罪の防止に役立っているのではないか。
- 風俗産業で生計を立てざるを得ない人も多いのだから、性風俗の安易な規制には反対である。

といった御意見が寄せられました。

取締りの要望については、今後の参考とさせていただきます。

特に、禁止区域等営業、客引き、広告宣伝については、今回の改正で、規制を強化し、罰則も重くなりましたので、引き続き、取締りを強化していきます。